

嵐山町 交付廃止で和解

納税組合廃止に5年かかりました。

平成4年3月から、議会質疑で納税組合を廃止するよう働きかけたのですが、なぜか、町は廃止しようとしませんでした。

議会総務委員会は、納税組合の育成を町に要望しました。議会質疑で、町長に違法性を認めさせ、廃止させることはむずかしくなりました。

H6年9月、H5年度分679万円を町長に返還を求める裁判が始まる。

H6年度分638万円、H7年度分435万円を追加、H8年度分の交付差し止めを監査請求。

H9年2月裁判所、和解の方向を打診ほっとしました。原告勝訴となると、町長は、町に1800万円程返還しなくてははいけません。

和解案として、以下をあげました。

- ①町は、平成8年度補助金を交付しない。
 - ②町長は、違法性を認めて謝罪する。
 - ③町は、原告側の裁判費用を補助金として交付。
 - ④納税組合廃止の経過を自治省に報告する。
- しかし、町は、違法性を認めません。違法性を認めさせるには、時間がかかります。

妥協して和解成立、裁判を取り下げました。

- ①平成9年度より納税組合補助金を交付しない。
- ②町長は、議会質疑に対する答弁で、納税組合補助金の交付手続きに不備があったことを認める。
- ③被告弁護士より、原告弁護士の口座に100万円（原告側の裁判費用として）を振り込む。
- ④埼玉県に訴訟の経過と結果を報告する。

「納税組合」への補助金訴訟

違法性は言及せず

「納税組合への町補助金は違法な支出」として、比企郡嵐山町議らが町長を相手取って起こしていた住民訴訟が、来年度から補助金を廃止すること二十四日、和解が成立した。納税貯蓄組合や納税組合への補助金交付は、徴税対策として長年続いてきたが、金融機関への払い込みや納税率の向上などで納税環境が変化し、そのあり方が問われている。県内九十二市町村のうち三分の二の六十二市町村が現在も補助金の交付を続け、昨年は総額で十億円以上になる。補助金が組合員らの飲食費などに使われているケースもあることから、今後廃止を求める声が一層強まりそうだ。

訴訟は、比企郡嵐山町の「双方が合意したが、交付は任意団体で、補助金交付を認めた地方自治法三二条による「公益上必要がある場合」と認められず、組合にだけ完納報奨金を交付するのはほかの納税者に対し不平等の組合長が組合員の所得を把握できることから、プライバシーを侵害する恐れもある、などと主張。これに対し、関根町長側は「補助金交付の手續きに不備があり、今年度分の交付は補正予算で減額する」と答弁している。和解に対しては「裁判所の和解勧告は特定の人だけに補助を出すことは適当ではない」と話している。

県内62市町村が交付

10年総額 飲食費に使う組合も

納税組合は、所得税などを一括徴収して納付する任意団体。農家や自営業者からの納税率を上げる目的で、一九五一年に制定された納税貯蓄組合法を根拠とした納税貯蓄組合もあるが、県内では実体はほとんど区別されていない。県市町村課によると、昨年四月現在で県内には、納税組合と納税貯蓄組合が合わせて八千三百五十四あり、市町村は一九九五年年度の補助金として総額約十億五千万円を支出している。最も多いのが川口市で六千五百万円余、次いで羽生市の五千六百万円余、行田市の四千七百万円余。浦和市の四千二百万円余となっている。和市中も四千二百万円余となっている。

派意識の高揚 存続 図るために

理由について川口市納税課は「納税思想の高揚を図るため」としているが、「廃止も含めて検討中」という。

羽生市の担当者も「被服製造業者が多く、歴史的背景もあるので交付を続けている」としながらも、「サラリーマンが納税人口の大半を占めるなど状況は変わっている。何年か先には交付のあり方も変わってくるかも」という。同市の場合、補助金は自治会の会